

改正	現行規定
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 登録の方法</p> <p>1. J A F 公認競技会を行うクラブおよび団体は、所定のカレンダー登録申請書をもって、次の登録申請締切日までに、J A F 本部に提出しなければならない。</p> <p>(登録申請締切日)</p> <p>1) すべての国際選手権競技……………前年の1月15日まで</p> <p>2) すべての国際競技……………前年の6月30日まで</p> <p>3) J A F が制定した選手権競技</p> <p>(1) 全日本レース選手権……………前年の9月15日まで</p> <p>(2) 地方レース選手権……………前年の10月15日まで</p> <p>(3) 全日本ラリー選手権……………前年の8月20日まで</p> <p>(4) 地方ラリー選手権……………前年の9月30日まで</p> <p>(5) 全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権… 前年の7月15日まで</p> <p>(6) 地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権 … 前年の9月15日まで</p> <p>(7) 地方サーキットトライアル選手権……………前年の10月15日まで</p> <p>(8) <u>日本ドリフト選手権……………前年の10月31日まで</u></p> <p>4) <u>J A F カップ</u></p> <p>(1) <u>J A F カップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル…</u> 前年の7月15日まで</p> <p>(2) <u>J A F カップオールジャパンサーキットトライアル…</u> 前年の10月15日まで</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 登録の方法</p> <p>1. J A F 公認競技会を行うクラブおよび団体は、所定のカレンダー登録申請書をもって、次の登録申請締切日までに、J A F 本部に提出しなければならない。</p> <p>(登録申請締切日)</p> <p>1) すべての国際選手権競技……………前年の1月15日まで</p> <p>2) すべての国際競技……………前年の6月30日まで</p> <p>3) J A F が制定した選手権競技</p> <p>(1) 全日本レース選手権……………前年の9月15日まで</p> <p>(2) 地方レース選手権……………前年の10月15日まで</p> <p>(3) 全日本ラリー選手権……………前年の8月20日まで</p> <p>(4) 地方ラリー選手権……………前年の9月30日まで</p> <p>(5) 全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権… 前年の7月15日まで</p> <p>(6) 地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権 … 前年の9月15日まで</p> <p>(7) 地方サーキットトライアル選手権……………前年の10月15日まで</p>

<p>5) <u>前項3)、4)</u>以外の国内競技以下の競技</p> <p>(1) レース……前年の10月15日まで</p> <p>(2) ラリー……前年の10月31日まで</p> <p>(3) スピード競技……前年の10月31日まで</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>第7条 本規定の施行</p> <p>本規定は、<u>2024年10月16日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>4) <u>前項3)</u>以外の国内競技以下の競技</p> <p>(1) レース……前年の10月15日まで</p> <p>(2) ラリー……前年の10月31日まで</p> <p>(3) スピード競技……前年の10月31日まで</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>第7条 本規定の施行</p> <p>本規定は、2023年8月1日より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---